

## 生公連署名に 「ご協力を！」

## 業務は効率化？

この再編の目的は、①業務の効率化、②積算業務との分業体制強化、とされています。ところが、手筋にはなっていない。むしろ「効率化」には疑問のこぼります。

## 日程配置が硬直的に

一つには入契委員会の運営です。委員会の運営は発注事務所が行いますが、工事案件については品確センターから工品官または課長が構成員として参加します。構成員それぞれが多忙な

の調整には各事務所が苦慮しており、日程の急な変更はよくあることですが、品確センターからの出張が臨機応変に処処できるのでしょうか。硬直的な日程運営では、さまざまな面でしわ寄せが生じかねません。

二つには地域部会の運営です。部会の運営がすべて品確センターが行うことになりましたが、これまで発注事務所が案件の状況にあわせて随時行っていた個別審議が、硬直的な日程運営になりかねません。発注事務所と品確センターとの綿密な意思疎通のためには、望外な努力を払う必要が生じます。

## 人員配置・役割分担も

三つには検査業務です。基本的には品確センター構成員が分任官工事の検査を担当しますが、検査が集中する年度末には対応しきれないものも出て来ます。これまで業務委託も含め検査に対応していたポストが減少される一事務所は、たまたまものではありません。

四つにはセンター構成員の業務内容の特化です。技術審査業務にしても検査にしても、繁忙期は限定的です。職務へのモチベーションや能率の遂行を保持するためには、担当業務にある程度の幅を持たせることが必要ではないでしょうか。

# 一方的押しつけ・個人任せは許されない 職場意見を反映し組織的な対応を

## 2013年度 ふたつのセンター（品質確保、高規格道路管制）新設

身上書の提出期限から約二ヶ月後の二月二十九日、政府予算案の閣議決定とともに行われた組織編成で、「技術審査担当体制の再編」として品質確保センター、高規格道路管制官・員の設置が示されました。

東海建設支部は、該当者交渉や団体交渉など①業務内容を緊急に明らかにし職場へ周知すること、②職場意見を十分に反映し迅速な体制移行を行わないこと、などを求めてきました。

## 技術審査業務を集約

「技術審査担当体制の再編」は、これまで全事務所で行っていた技術審査業務を八事務所（品確センター）に集約するものです。集約される側で同業務を担っていたポストの多くは、集約または廃止となります。

## 災害対策が困難に

このことによる減員は、下流が四名、愛国と豊田の二事務所が四名、静岡と西四の二事務所が四名、静河、多治見、庄内川、紀勢、北勢、飯田の七事務所が各一名、高山で各二名となります。これらの事務所では、たまたま入れ替わり状況の災害対策支隊体制の確保が一層困難となります。

また、技術審査以外の技術管理業務は、残った組織・ポスト

## 処遇が後退

ポストの集約、廃止は、東海建設支部が主張し、当局も一定に理解を示している。地域「防災人事」に逆行するものです。とりわけ、紀勢や高山でのポスト減は、当該地域に根差した職員の処遇後退を余蘊なくする問題です。



品質センター	担当事務所	集約されるポスト
岐阜第一 【本管上】	木曾上、新丸山、 長島、越前	【木曾上】工品官、品質課長、技術審査第一係長、 【同】第二係長
岐阜第二 【岐阜国】	岐阜国、高山	【岐阜国】工品官、計画課長、技術審査係長 【北勢】品質課長
静岡東部 【沼津】	沼津、富士	【沼津】計画課長、技術審査係長 【高山】工品官
静岡中部 【静岡】	静岡、静岡、 長島	【静岡】工品官、計画課長、技術審査係長 【静岡】品質課長、技術審査第二係長
三重 【高松】	浜松、豊橋、 名古屋	【浜松】工品官、品質課長、技術審査係長 【豊橋】品質課長、技術審査係長
愛知 【名古屋】	名古屋、多治見、 豊橋、名古屋、 庄内川、矢作	【名古屋】品質課長、技術審査係長 【豊橋】品質課長、技術審査係長 【庄内川】工品官、技術審査係長
三重 【三重】	三重、紀勢、 北勢、木曾下、 濃	【三重】工品官、計画課長、技術審査係長 【紀勢】品質課長、技術審査係長 【北勢】技術審査係長 【木曾下】調査係長 【愛知】工品官
長野 【天上】	天上、飯田、 天谷山、三條殿	【天上】工品官、品質課長、技術審査係長 【飯田】品質課長、技術審査係長

【本管下】品質課長、技術審査第一係長、【同】第二係長  
【名古屋】工品官、品質課長、技術審査係長

## いびつな指揮命令系統

他地整では組織として品確センターを設置することにもありますが、中部は任用行為（専ら兼任）での対応です。おそろろは工品官がセンター長にあり、複数設置の各圏内三里で「ライン」（所掌範囲）を分割するので、その統括の責任が品確センターが設置される事務所長があたり、その統括の責任が、他事務所は技術審査業務を所掌することで、指揮命令系統がいびつが生じます。

## 早期発注への対応業務

一月二六日に成立した補正予算をめぐっては、官民主導で進捗状況の確認が入るなど、職場には早期発注への厳しい対応が迫られています。

地整当局は、関係所長・課長を集めた三月一三日の説明会「本局に相談窓口を設け軌道に乗るまでサポート」と説明。三月一八日の東海建設支部との団体交渉でも「混乱が生じないよう、事務所任せではなく高規格道路へ個別に相談して欲しい」と回答しています。

担当を任せ任せ、職場での周知の徹底とともに「職場からの意見の反映、組織的な対応が求められる」と訴えています。



## 高規格道路管制を新設

高規格道路管制の設置は、高規格幹線道路と高速自動車国道、有料道路との広域的、一体的な安全管理を旨として、有事の際の通行規制や閉路設定などの協議・調整を一元的に行うことが目的とされています。

中部地区では、道路部に高規格道路管制官一名、道路管理課に管制員が五名が配置され、訓練で高規格道路管制センターが設置されます。中部のほかには、東北、中国、九州が対象となっており、二大都市圏を管轄する関東と近畿には設置されていません。

## なぜ必要なのか？

一月末の組織編成で、品確センターの概要は一定に示されましたが、高規格道路管制についてはありませんでした。三月一八日の東海建設支部との団体交渉で当局は「勤務形態や職務内容等の検討は組織編成後に始めた」と回答しています。

希望と異なる職場へ異動する職員を対象に「二回目の補充では、道路管理課から変わらぬ対象者」で「勤務形態が変わるかも異なる」旨の話があった。当局は「丁寧」について「丁寧」を説明してしまいが、その反面、二月末に至っても具体的決まらぬ状況は異なるとも言えます。

二四時間体制の影響は、今回の人事で対象となる六名にとどまらず、道路部や関係事務所も

二四時間体制の影響は、今回の人事で対象となる六名にとどまらず、道路部や関係事務所も

## 二四時間体制ありき

当局は、三月一四日の本局分會との団体交渉で、「ようやく業務内容、勤務形態、勤務時間、手当等の大枠が固まった」とし二四時間体制（勤務時間は三ハターン）で臨むことを明らかにしました。本局分會の「六名では回せない」との指摘に対しては、道路部からの応援や業務委託の導入を示唆しました。

当局の二四時間体制ありきの姿勢に対し本局分會は、①労働法制に照らせば重大な勤務条件の変更にあたり、労使協議のうえで行うべき措置が必要、②国家公務員法の制度上は管理運営事項で片付けられるが、事前の職場理解が求められる、③少なくとも、情報を集約・共有するための機器等が整うまでは移行すべきではないと追及し、迅速な移行を行わないよう求めました。しかし、当局の回答は「丁寧」に説明してはいく「丁寧」です。

## 二つのセンター設置で

職場の様々な分野で外注化がすすめられている中で、高規格道路管制を持ち出して直営で行う目的は何なのでしょう。六名体制という状況を踏まえれば、何れは外注部分が主体になると想定されます。

職場の様々な分野で外注化がすすめられている中で、高規格道路管制を持ち出して直営で行う目的は何なのでしょう。六名体制という状況を踏まえれば、何れは外注部分が主体になると想定されます。

## 55歳以上の職員の昇給停止 3月12日に政府が閣議決定

政府は3月12日、昨年の人事院勧告に盛り込まれた55歳以上職員の昇給停止の法案を閣議決定しました。B評定では昇給なし、Aで1号俸、Sで2号俸とされます。人事評価制度を厲ろにする重大問題であり、年齢差別に他なりません。民主党政権下では「給与減額中は行わない」と凍結されていた

品確センターも必め行政機能の集約・民営化は、経済界が熱望する「道州制導入」の地ならしです。経済三団体は、東日本大震災からの復興・復興に乗じ、特区制度やPFIの導入を政府に迫り実現してききました。同時に日本経団連が三月一四日に緊急提言を発表したように、政権交替を機として「一気呵成」ですすめるべくしています。生存権確保すべしと国民の基本的な人権を保障する国の責任を放棄し、地方や個人に押しつける「道州制導入」憲法改悪の動きにも注意が必要とされます。